

松島新法相は見習わないでください

谷垣前法相の再審請求準備中の執行

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

8月29日、谷垣前法務大臣の命令により2名の死刑が執行されました。執行された2人の共通点として、再審請求を準備していたことがあります。

仙台拘置支所で処刑された人は、三度目の再審請求が棄却されたばかりでした。執行の翌週には弁護士が次の再審の打合せに行く予定でした。東京拘置所で執行された人は、国会議員が行ったアンケートに、近く再審する予定であると記し、担当弁護士の名前まで記入していました。

☆☆☆

3月27日の静岡地裁による袴田事件の再審開始決定と、袴田巖さんの釈放によって、冤罪の恐怖が広く報道されました。警察や検察は、袴田さんを死刑にするために、無実の証拠を隠すだけでなく、偽りの証拠を捏造までしていたのです。

「昔の事件だから、そんな誤判もあったかもしれないが、今はそんなことはないだろう」……と書いていませんか。

検察は、今も冤罪を認めず、この再審を開始させまいと裁判で争っています。つまり、今も、私たちの目前で、袴田冤罪事件は権力犯罪として塗り重ねられているのです。再審開始決定が言うように、「耐え難いほど正義に反する」こととして。

☆☆☆

「袴田さんのようなケースはともかく、死刑事件の再審請求は執行を免れるために行っているのではないか」と言われます。しかし、それこそ丁寧に審査しなければ判然としないことです。

死刑囚の中には、犯した罪の重さに死刑を覚悟しつつも、判決には納得していないという人が少なくありません。結果として多数の死傷者を出してしまったが、でも、殺意をもってやったわけではない……、実際に犯した事件もあるが、関与していない他の事件でも主犯とされてしまい死刑になった……今回、執行された2人もそんな事情を訴えていました。

☆☆☆

死刑にするために、論告求刑や判決は、被告人を無理にでも「更生不可能な極悪人」として描き出します。

再審の訴えが尽きないのは、そんな「死刑」という刑罰自体に無理があるからかもしれません。